

## 三田市オールドニュータウン商業施設等空き区画活用支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるオールドニュータウン内の商業施設等の空き区画において、当該区画の賃借により、地域の活性化に資する新たな店舗、子育て支援施設、高齢者支援施設などの施設（以下「店舗等」という。）を開設する事業を支援することで地域の賑わい創出を図るため、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オールドニュータウン 兵庫県のオールドニュータウン商業施設等空き区画活用支援事業補助金交付要領第2条第1号の規定に該当する市内の団地をいう。
- (2) 商業施設等 原則として、次のアからウまでに掲げる要件を満たす建物をいう。
  - ア 建物の全部又は一部を賃貸の用に供するものであること。
  - イ オールドニュータウン内にあり、1年以上の入居実績があること。
  - ウ 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者（以下「暴力団等」という。）が所有していないこと。
- (3) 空き区画 原則として、次のアからオまでに掲げる要件を満たす区画をいう。
  - ア 商業施設等の全部又は一部であること。
  - イ 全部が賃貸の用に供されるものであること。
  - ウ 地方公共団体が所有していないこと。
  - エ 本事業の当初の補助金交付の申請日から遡って3月以上の間使用されていないこと。
  - オ 暴力団等が所有していないこと。
- (4) 子育て支援施設  
原則として、託児所、学習塾、小児科、コミュニティカフェ等子育てに関する保育、教育、医療、福祉又は交流等の増進を図る事業を行う施設をいう。

### (補助事業者)

第3条 本事業の補助事業者は、原則として、次の各号に掲げる個人又は法人とする。

- (1) 商業施設等の空き区画で次条に規定する補助事業を行う者
- (2) 商業施設等の空き区画に係る賃貸借契約を締結する者
- (3) 商業施設等の空き区画の所有者若しくは賃貸人（以下「所有者等」という。）又は所有者等と密接な関係を有する親族等（所有者等と3親等以内の親族である者、所有者等と生計を一にする者又は商業施設等の空き区画を所有し、若しくは賃貸する法人若しくは団体等の役員若しくは従業員の身分を有する者をいう。）以外の者

- (4) 暴力団等以外の者
- (5) 三田市から課税された税（以下「市税」という。）を滞納していない者
- (6) 本事業の補助金の交付を受けて同一のオールドニュータウン内におけるいずれかの商業施設等の空き区画で補助事業を実施したが、その後撤退した者以外の者
- (7) 現に開業している事業の実施場所を同一のオールドニュータウン内における商業施設等の空き区画に移転する者以外の者  
（本事業で対象となる補助事業）

第4条 本事業で対象となる補助事業は、原則として、3年以上の事業継続が見込まれるものであって、オールドニュータウンの地域活力の増進につながると市長が認める次の各号に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 店舗構成の多様化等につながり、来街者の増加等に寄与する商業の機能増進を図る事業
  - (2) 子育て支援、高齢者支援、生活支援、地域交流などに寄与する地域コミュニティの機能増進を図る事業
  - (3) 住民が健康で暮らせる地域づくりに寄与する健康、医療又は福祉の機能増進を図る事業
  - (4) 個性的又は創造的な活用により、オールドニュータウンの再生又は活性化の機能増進を図る事業
- 2 次の各号に掲げる事業は、前項各号に掲げる事業から除外するものとする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業の類に該当する事業
  - (2) 公序良俗に反する営業及び青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当する事業
  - (3) 営業時間が極めて限定的である事業  
（補助対象経費）

第5条 本事業の補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費として支出した空き区画改装費（内装工事費、ファサード整備費及び備品購入費を含む。以下同じ。）及び賃借料の全部又は一部とし、内装工事費、ファサード整備費、賃借料及び備品購入費は、原則として、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 内装工事費は、次のアからエまでによるものとする。
  - ア 開業に際して最低限必要となる補助事業を実施する部分の内装及び給排水衛生設備、電気設備、空調設備、ガスの配管その他これらに類する設備並びに建物と一体となる什器、備品その他これらに類するものに係る工事費、整備費又は撤去費であること。
  - イ 内装工事と一体的に施工するものであっても、必要以上に高価な照明器具や看板その他これらに類するものに係る経費は、除外する。

ウ ショーケース、机、椅子、テレビ、パソコン、冷蔵庫、調理機器、照明器具などの建物と一体でない什器、備品その他これらに類するものの購入、移設及び廃棄処分に要する経費並びに各種申請に係る経費は、除外する。

エ 本事業で対象となる補助事業を実施する部分（以下「事業実施部分」という。）以外の部分の経費が含まれている場合は、事業実施部分に係る経費を算定するものとする。

(2) ファサード整備費は、次のア及びイによるものとする。

ア 商業施設等の空き区画の正面部となる外装、看板その他これらに類する建物と一体となるものに係る工事費、整備費又は撤去費であること。

イ 前号イからエまでの規定は、ファサード整備費において準用する。

(3) 賃借料は、次のアからウまでによるものとする。

ア 事業実施部分の賃借に係る経費であること。

イ 事業実施部分を賃借するに当たって必要となる経費のうち、管理費、駐車場代、共益費、光熱水費、敷金、礼金、保証金、仲介手数料その他これらに類する経費は、除外する。

ウ 事業実施部分以外の部分の経費が含まれている場合は、床面積に応じて按分した事業実施部分の経費を算定するものとする。

(4) 備品購入費は、第2条第4号の事業を行うために必要なものとする。ただし、消耗品に要する経費、販売を目的とした経費及び汎用性が高く目的外使用になりえる経費は除外する。

2 本事業の補助金の交付を受けようとする者が当該補助金以外の他の補助金の交付をも受けようとする場合においては、前項の空き区画改装費及び賃借料から他の補助金の対象となる当該経費を控除した経費を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内に相当する額とする。ただし、100万円を上限とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請対象者は、オールドニュータウン商業施設等空き区画活用支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 対象経費のわかる書類

(3) 市税の滞納がないことを確認できる書類（申請対象者が法人の場合は、その代表者を納税義務者とするものを含む。）

(4) 開業届出書又は履歴事項全部証明書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業完了後2週間以内に補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- (3) 開業又は会社等の設立が確認できる書類(申請日以後に起業した場合に限る。)
- (4) 賃借物件に係る賃貸借契約書の写し
- (5) 国等他機関からの補助金等に係る交付申請書及び交付決定通知書の写し(国等他機関から補助金等が交付される場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が規則第16条に規定する事由のほか、この要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付対象となる期間)

第10条 本事業の補助金の交付対象となる期間は、当初の交付決定のあった日以降の改装工事期間及び1年以内の賃貸借期間(補助事業者が賃借料を負担しない場合の改装工事期間を除く。)とし、当初の交付決定のあった日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定は、補助金変更の交付決定があった場合において、「当初の交付決定のあった日以降の」とあるのは、「補助金変更の交付決定に係る」と読み替えるものとする。

(補助事業の着手)

第11条 本事業の補助金の交付を受けようとする者は、当初の交付決定の通知を受ける前に本事業の当初の補助金交付の申請に係る補助事業(当該商業施設等の空き区画に係る改装の工事請負契約及び賃貸借契約の締結を含む。)に着手してはならない。

2 前項の規定は、補助金変更の交付決定があった場合において、「当初の」とあるのは、「変更の」と読み替えるものとする。

(帳簿の備付け)

第12条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業者の役割)

第13条 本事業の補助事業者は、本事業を市民に広報するため、市長又は報道機関等から記事の掲載等について依頼があった場合は、協力するよう努めなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の補助金の交付等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行し、改正後の第5条第2項及び第6条の規定は令和5年4月1日から、第2条第4号、第5条第1項各号列記以外の部分及び同項第4号並びに同条第3項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の三田市オールドニュータウン商業施設等空き区画活用支援事業補助金交付要綱第5条、第6条及び第10条の規定は、施行日以後に当初の交付決定があった補助金について適用し、同日前に当初の交付決定があった補助金については、なお従前の例による。